

【参加者 & 来場者募集！】 3月実施イベントのお知らせ

01 NPOフェスティバル2017



平成28年度
NPOフェスティバル2017
2017.3.25 土曜日
開催場所：六湛寺公園
10時～16時（小雨決行）

NPOフェスティバル2017

【開催日時】 2017年3月25日（土）10時～16時
【開催場所】 六湛寺公園（西宮市役所東側）
【入場料】 無料
【主催】 西宮市・NPO等公益活動市民団体啓発事業実行委員会
【お問い合わせ】 NPO等公益活動市民団体啓発事業実行委員会事務局（当センター内）

毎年恒例となったNPOフェスティバル。今年で13回目の開催となります。今年3月25日（土）10時～16時に六湛寺公園で実施します。メインステージでは、西宮市浜脇中学校吹奏楽部の演奏、空手の演舞、介助犬のデモンストレーションジャズ・ポップスの歌と演奏など。なんと、子ども達によるチアダンスもあります！さらに今年の新しい試みとして、こたつワークショップを設置します。手話レッスンやロボットの動く仕組み、防災芝居など、他にも親子で楽しんでいただけるプログラムもご用意しています。飲食ブースでは、日本酒、おでん、餅入りぜんざい、フライドポテト、カレーなど。さらに西宮の名店「甲子園ヒーロー揚げ」や「日本酒」も販売します。物販ブースでは、手作りアクセサリや缶バッジ、和ろうそく手作りキット、トートバック、木の実の販売もあります。また今年には聴覚障がい者の皆さまにも楽しんでいただけますよう、手話サポートの窓口を設置しております。さまざまなテーマのNPOが多種多彩に繰り広げる楽しさ満載のイベント！これぞ、西宮のNPO！ぜひ、お立ち寄り下さい。

02 主催講座(3月)



西宮市市民交流センター主催
NPO 交流会
2017.3.28
18:30~20:15
@2階ホール
西宮市市民交流センター
阪急西宮北口駅
バス
ロータリー
阪急西宮ガーデンズ

【参加者募集！】

NPO同士の繋がりを作りませんか？西宮市では、多くのNPO法人や市民活動団体が活発に活動されています。しかし、まだまだ団体同士のネットワークは未成熟です。本講座では、行政との協働に焦点をあてた講演と、NPOを中心とした繋がり作りのための交流会を行います！

【開催日】 2017年3月28日（火）18:30～20:15
【参加費】 無料
【対象】 NPOと繋がりたい！という気持ちを持つすべての方（NPO、企業、個人、お子さん、地域の方など）
【場所】 西宮市市民交流センター2階ホール
【講師】 西宮市政策局政策総括室政策推進課

講座の詳細 & お申込はこちら→<http://shimin-koryu.net/event/959/>

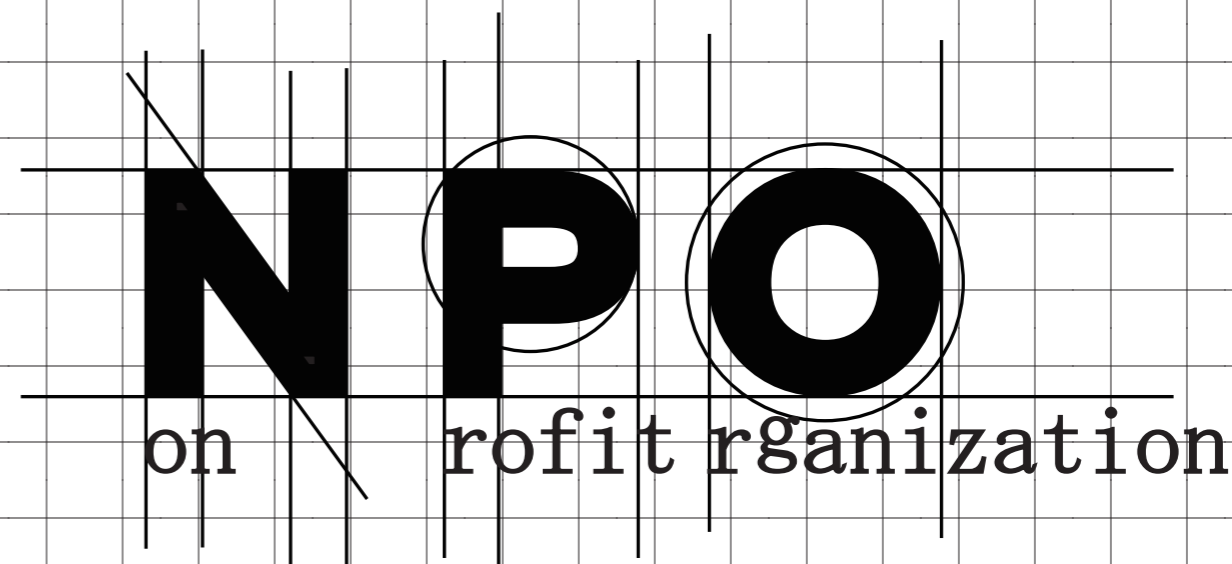


発行・編集

西宮市市民交流センター 指定管理者：特定非営利活動法人コミュニティ事業支援ネット

住所：〒663-8204 兵庫県西宮市高松町20番20号
TEL：0798-65-2251 FAX：0798-65-2252 E-mail：info@shimin-koryu.net ホームページ：http://shimin-koryu.net

西宮市市民交流センターは、NPO法人及び公益活動を展開する市民活動団体、自治会の皆さまの活動を応援しています。



「NPOとボランティア」

NPOとは、「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとった略語で、一言で表すと「営利を目的としない、社会貢献活動を行う民間の組織」と定義できます。

一方、ボランティアとは、よりよい社会づくりのために善意で活動する個人のことをいいます。NPOが組織のことを指すのに対し、ボランティアは個人を指します。さらに、NPOの中で特定非営利活動法（通称：NPO法）に基づいて法人格を取得した団体をNPO法人といいます。

「営利と非営利」

「営利」とは、構成員（株主など）の経済的利益を追求し、団体の利益を構成員が分配することを意味します。営利組織である会社は、株主が出資して会社を運営し、あがった利益を株主に配当するしくみになっています。

それに対して、「非営利」とは、団体が利益を上げてもその利益を構成員（会員など）に分配しないという「非分配」を意味します。つまり、「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員（社員など）に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」と説明することができます。

利益を得ることを目的とする組織である企業に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的とした組織であるといえます。

ニュースレターvol.2 目次

- (1) 1月・2月の活動報告
- (2) NPO支援（NPO法改正）
- (3) 助成金情報
- (4) 【参加者 & 来場者募集】 3月実施イベントのお知らせ

西宮市市民交流センターは、市内の公益活動を目的とする団体の交流を促進するとともに、市民の地域社会における相互の親睦及び文化活動の増進に寄与することを目的とし設置されています。

01 主催講座「今後必要となるNPOの存在」

【主催講座「今後必要となるNPOの存在」とは】

本講座はNPO法人や公益活動を展開されている市民活動団体を対象に、「行政とNPOの協働」や「企業とNPO」の協働事業を行うにあたって、NPOが何を求められているのかを理解していただくことを目的に実施しました。



【当日の様子】

講座前半では、帝塚山大学名誉教授の中川先生を講師にお招きし参加者に「参加と参画の違い」や「社会においてNPOに求められていること」などを講演していただきました。中川先生は豊中市役所職員を退職された後に、自治体学会代用運営委員や日本文化政策学会会長として活躍された方です。様々なセクターを対象に「地方分権」や「まちづくり」「地域文化」などをテーマに講演を数多くされており、本講座でも行政とNPOとの関係性について貴重なお話をしていただきました。

その後の後半では、西宮市市民協働推進課の職員と参加者の皆さんを交えて、西宮市における「今後の行政とNPOの協働」について議論を交わし、西宮市の「未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度）」に対する改善案や要望を出し合いました。平成26年までは、協働事業の提案件数が年々増加しており西宮における行政とNPOの協働が活発でしたが、平成27年以降の提案件数の減少に対応して、制度の見直しが考えられています。

行政、企業、NPOなど様々なセクターの協働が地方創生に大きな役割を果たすと言われている昨今、「NPOに求められていること」「NPOが求めていること」は日々変化しています。本講座を通して皆さまの活動が発展していくことと、西宮が将来に渡り活力ある地域であることのきっかけになれば幸いです。

【講座参加者のお声】

- ・活動の担い手になる層を増やしていく必要があると感じ、仲間を増やしていきたいと思いました！
- ・「コミュニティは感情を共有、NPOは目的を共有」という点が、印象的でしたが、すっかり不寛容な社会になってしまっていて、障害者だけでなく、生き辛さをかかえる人がふえているような気がしています。そういう中で、地域でNPOが孤立したり、自己満足に終始しないようにしなければ…と思いました。

02 きっかけづくりボランティア体験セミナー

【きっかけづくりボランティア体験セミナーとは】

本セミナーは、西宮市市民交流センターの市民活動コーディネート事業の一環として行いました。ボランティアへの興味や参加意欲はあっても「受け入れ団体が見つからない」、「一人で参加するのは心細い」などの理由から、なかなかボランティア活動に踏み出せない人たちがいます。しかし一方、ボランティアを募集しているが、ボランティアが集まらない、なかなか継続しないといった悩みをかかえている団体もあります。そこで、当センターがボランティア希望者をボランティア募集团体に紹介するプログラムとして、市内のNPO法人や当センターの登録団体など12の団体の事務所やイベント会場を訪れ、活動内容を知り、ボランティア活動を体験するセミナーを12回実施し、計17名の方々に参加していただきました。その中には、訪問した団体の常時ボランティアとして会員登録された方や、年会費を支払い特別会員として団体を支援して下さる方もいらっしゃいました。受入団体の皆さまからは、「ありがとう」と感謝のお言葉をいただき、非常に有意義な体験セミナーを実施することができたと思っております。

NPO法人を運営されている皆さんは、2016年10月に特定非営利活動促進法(NPO法)が改正されたことをご存知ですか？ 定款変更や内部ルールの変更が必要になるNPO法人がありますので、自身の団体に関係するポイントについては入念な情報収集を行って下さい。改正のポイントは、以下の通りです。なお、改正法は公布から1年以内の施行となります。ただし、貸借対照表の公告は公布から2年6か月以内の施行、内閣府NPO情報ポータルサイトの活用は公布の日から施行となります。

01 認証申請の縦覧期間が2か月から1か月に短縮されるとともに、インターネットによる公表が可能となります。

ただし、兵庫県は国家戦略特区（地方創生特区）に指定されており、内閣総理大臣の認定に基づき、既に縦覧期間が2週間となっているため、兵庫県内に主たる事務所を置くNPO法人の縦覧期間に影響はありません。

02 貸借対照表の公告をしなければならなくなります。

現在は毎事業年度必要となっている資産の総額の登記が不要になります。なお、NPO法人は定款で公告の方法を記載することとなっていますが、公告の方法を「官報」としている法人は定款変更も検討をした方がいいかもしれません。そのままですと毎年官報に公告する必要が出てくる可能性があります。公告の方法としては「官報に掲載」「日刊新聞紙に掲載」「電子公告（内閣府ポータルサイト含む）」「公衆の見やすい場所に掲示」のいずれかとなります。ただし、この項目は公布から2年半以内の施行となっています。まだ運用の詳細が公表されていないので、慎重に情報収集をされながらご検討ください。

03 内閣府「NPO法人情報ポータルサイト」で情報が公表されることとなります。

これまでもNPO法人のデータベースとして運用されてきましたが、所轄庁の業務としての位置づけがなかったため、対応にばらつきがありました。これが明確化されるため、情報の充実が期待されます。一方で、個人のご自宅を法人事務所とされている場合は、注意が必要になるかもしれません。今一度、所轄庁がインターネットなどで公開されている情報をご確認ください。

04 事業報告書等を備え置く期間が3年から5年に延長されます。

文書保管のルールの見直しなどの対応をしてください。

05 国際協力NGOの海外での活動や国外の災害への寄付などがスムーズになります。

事前提出に変わり、毎事業年度、1回の事後提出が義務付けられることとなります。

06 役員報酬規程等の備え置き期間が5年に延長されます。

07 「仮認定」の名称が「特例認定」に変わります。

調べても分からないことや、運営についてのご相談があれば当センターの相談窓口をご活用下さい。
<http://shimin-koryu.net/np0/>



平成29年度地域福祉振興助成/木口福祉財団 申請受付期間：2017年3月13日から2017年4月20日まで

地域：兵庫県内すべて 分野：環境保全 助成額：1件あたり100万円

対象団体：障がい者を支援する福祉活動、ボランティア活動に取り組む団体で、平成28年度以降に当財団の助成を受けていない団体・グループ

市民参加型福祉の促進と地域振興をはかり、障がい者等の社会的に弱い立場におかれている方々に、やさしく明るく住みやすい地域社会の創造に資することを目的に、地域福祉振興に関わる開拓的・先駆的な事業を優先して助成申込みを受け付けます。

助成金の詳細は、当センターのHP及び各助成団体のHPをご確認ください。他にも当センターのホームページ内で助成金情報を発信しております。

<http://shimin-koryu.net/subsidy/988/>

